

希望する方に「個人番号カード」を交付

窓窓口サービス課 ☎ (235) 4869

平成28年1月からマイナンバー制度の運用が始まります。制度導入後は、社会保障・税災害対策などさまざまな手続きでマイナンバーが必要になります。マイナンバー制度の運用に伴い1月から、それらの手続きに便利な「個人番号カード」(画像①②)を希望する方に交付します。「えびなカード」(住民基本台帳カード)をお持ちの方は同カードの機能(図書貸し出し機能を除く)を引き継ぐこともできます。ここでは、国が運用する新たなカードの申請方法について説明します。

◆身分証明書としても利用可能

「個人番号カード」は、顔写真付きで身分証明書としても利用できるプラスチック製のカードです。有効期限は発行日から10回目の誕生日まで、20歳未満の方は5回目の誕生日までです。

◆さまざまな場面での活用を検討

行政手続き時に、本人確認とマイナンバーの確認が同時にできる「個人番号カード」を提示すれば、他の身分証明書を提示する必要はありません。また、住民票などの自動交付サービスや、印鑑登録証としての機能も任意で追加できます。さらに、今後は行政手続

きのオンライン申請など、さまざまな場面での活用が検討されています。

◆大切に保管を

マイナンバーは原則として生涯使うものです。住所や名前が変わった場合も、引き続き同じ番号を使用します。「個人番号カード」や「通知カード」(3ページ画像③④)はなくさないよう大切に保管してください。

【画像①】個人番号カード(表面)



顔写真・氏名・住所・性別・生年月日などを記載

【画像②】個人番号カード(裏面)



マイナンバー記載のほか、個人情報記録するICチップを内蔵。(所得情報や健康情報などプライバシー性の高い情報は記録されません)

◆申請方法は2種類

申請者が15歳未満または成年被後見人の場合は、法定代理人(保護者など)の方が申請してください。

◎郵送

「通知カード」に同封の「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に必要事項を記入し、顔写真を貼付の上、同封の返信用封筒で返送してください。

◎オンライン

パソコン、スマートフォンから、申請用ウェブサイトへアクセスします。必要事項を入力の上、あらかじめデジタルカメラ・スマートフォンなどで撮影した顔写真のデータを添付して送信してください。

マイナンバーに関するお問い合わせ

「マイナンバー市専用コールセンター」
フリーダイヤル ☎ 0120(420)604
平日8時30分～17時15分、
第1・3・5日8時30分～12時

「内閣府・総務省マイナンバー総合フリーダイヤル」
フリーダイヤル ☎ 0120(95)0178
平日9時30分～22時、(土)日祝9時30分～17時30分
(年末年始を除く)

通知カードの取り扱い

【画像③】通知カード(表面)



「個人番号カード」の交付を受ける時に返納します。

郵送での申請の場合縦4.5cm、横3.5cmの顔写真を貼付します。

郵送で申請する場合に切り取って使用します。

「個人番号カード」には署名用電子証明書(※1)と利用者証明用電子証明書(※2)の発行機能が付いています。この機能を希望しない場合は□を■のように塗りつぶしてください。

オンライン申請時にここからアクセスできます。

申請者が15歳未満または成年被後見人などで法定代理人が申請する場合に記入します。

【画像④】通知カード(裏面)



- ※1 e-Tax(国税電子申告・納税システム)などの各種電子申請に利用するもの
- ※2 インターネット通信時に利用者本人であることを証明する仕組み

個人番号カードを受け取る時は

【受け取り方法】

はがきの「交付通知書」が申請者宛てに送付されます。交付通知書に記載された期日までに、次の持ち物を持参の上、申請者本人(申請者が15歳未満または成年被後見人の場合は、申請者本人と法定代理人)が窓口サービス課窓口へお越しください。

【持ち物】

- ①交付通知書 ②通知カード ③えびなカード(お持ちの方)
- ④官公署発行の顔写真付きの身分証明書(自動車運転免許証・パスポート・身体障害者手帳など)
- ※④がない場合、氏名が確認できるもの(健康保険証・年金手帳・子ども医療証・診察券・社員証など)が2点以上必要です。
- ※③えびなカードが顔写真付きの場合は④を省略できます。

【発行手数料】

初回のみ無料。紛失などによる再発行の場合は手数料800円がかかります。

◆ご注意ください

「通知カード」と「えびなカード」(お持ちの方は必ず持参してください)。両カードは、「個人番号カード」の交付を受ける時に返納する必要があります。

「個人番号カード」を多くの方が申請された場合、交付までに相当の期間がかかることも予想されます。ご理解とご協力をお願いします。



マイナンバー制度
イメージキャラクター
「マイナちゃん」